

## 犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関する審査基準の改定について

### 1 改定理由

民法の一部を改正する法律により民法（明治29年法律第89号、以下「改正民法」という。）第404号（法定利率）が改正され、施行日（令和2年4月1日）以降、従来年5%とされていた法定利率が年3%とされるとともに、必要に応じて3年ごとに1%刻みの数値で変動することとされたところ、犯罪被害者等給付金の調整対象となる他法令の災害給付が年金方式で行われるなどの場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額としているものであるが、この度の民法改正に伴い、当該災害給付に相当する金額の算定に際しては、災害給付が行われるべき事由が生じた時の法定利率を用いることとする改正が行われたことから、当県における当該項目の審査基準を改定するものである。

#### ※ 改正法令項

犯罪被害者等給付金の支給等の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第4条第2号

### 2 審査基準の改定に係る意見公募手続きについて

本件の審査基準の改定は、警察庁において改正民法に伴う給付金の最低に必要な金銭の額の算定の基礎となるべき率の改正によって定められた「犯罪被害給付制度事務処理要領」と同一の内容である。

警察庁における意見公募手続は、前記率の改正に伴い行政手続法第38条第4項第3号「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。」の規定に基づいて行われず、当該犯罪被害給付制度事務処理要領の改定は行政手続法第38条第4号第8号「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。」に基づいて行われていない。

当県における意見公募手続にあつては、前記警察庁の意見公募手続の結果に準じ、千葉県行政手続条例第38条第4項第8号「他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。」に該当することから、意見公募は実施しない。

#### ※ 審査基準改正の根拠法令項

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項